

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 **【審議事項】「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（変動マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号）**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2024 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「『評価損益に対する担保差入』契約の変動証拠金担保（変動マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。））」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）、アジェンダ決定案及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、アジェンダ決定（案）の仮訳を本資料Ⅲにお示ししている。

II. AP 及びアジェンダ決定案の概要等

事実パターン

3. IFRS-IC は、将来の所定の時期にあらかじめ決められた価格でコモディティを売買する契約に係る変動証拠金担保（以下「変動マージン・コール」という。）の差入れ又は受入れに関するキャッシュ・フローを、企業がキャッシュ・フロー計算書上でどのように分類して表示すべきかについて、要望書を受領した。
4. 事実パターンの概要は次のとおりである。（AP 第 5 項から第 7 項、及び付録 B の第 1 項から第 9 項）
 - (1) 企業は、次のいずれかの目的で契約を締結する。
 - ① 予想される使用の必要に従ってコモディティを受け取る
 - ② コモディティ価格の変動に対してヘッジする（ヘッジ目的）
 - ③ 短期的な価格変動から利益を生み出す（売買目的）
 - (2) 契約の決済等は次のように行われる。
 - ① 集中清算— 企業と相手方との原契約は、中央清算機関（以下「CCP」とい

う。)及びクリアリング・メンバー(以下「CM」という。)を通じた集中清算の目的で、各相手方から CCP へと更改される。



② 評価損益に対する担保差入れ (collateralised-to-market) — 契約は、CCP を通じて日々値洗いが行われ、企業及び相手方は、公正価値変動に基づく変動マージン・コールを差し入れるか又は受け取る。当該変動マージン・コールは現金担保の移転を表しており、契約の一部決済(「評価損益に対する決済」(Settled-to-market))ではない。

③ 決済日には、コモディティ現物による総額決済を行う場合を除き、最終1日分の公正価値評価損益について差金決済が行われる。

5. 要望書では、前項の事実パターンにおける変動マージン・コール支払の IAS 第7号に基づくキャッシュ・フロー計算書上の分類について、次の2つの見解が示されている。(AP 第9項、及び付録Bの第10項から第31項)

(1) 見解1: 企業は、変動マージン・コールに係るキャッシュ・フローを、営業活動から生じるキャッシュ・フロー以外の区分(すなわち、財務活動又は投資活動から生じるキャッシュ・フロー)に分類することができる。

(2) 見解2: 企業は、変動マージン・コールに係るキャッシュ・フローを、営業活動から生じるキャッシュ・フローに分類しなければならない。

IASB スタッフの分析結果、及び提案

6. IASB スタッフは、次の分析結果等を理由に、本件を作業計画に追加しないことを提案した。(AP 第14項から第31項)

(1) IASB が利害関係者に対して行った情報要請への回答結果からは、実務に重要な影響を及ぼす可能性がある広範な多様性の存在を示す証拠は得られなかった。

(2) 世界最大の中央清算機関であるシカゴ・マーカンタイル取引所(CME)、及びロンドン・クリアリング・ハウス(LCH)では、変動マージン・コール支払いの法的な取り扱いについて、担保(Collateral-to-Market)ではなく決済

(Settled-to-Market) とみなすように規則を変更しているところである。そのため、将来的に実務に重要な影響を及ぼす可能性がある広範な多様性が生じる可能性も低いことが考えられる。

2024年6月のIFRS-IC会議における議論

7. 前項のIASBスタッフの分析、並びにAPで示されたアジェンダ決定案の文言に対して、一部のIFRS-IC委員からコメントが寄せられた。主な内容は次のとおり。
 - (1) IAS第7号では、AP（本資料第4項）に記載の事実パターンにおけるキャッシュ・フロー分類の考え方が明確に示されておらず、情報要請のようなアプローチでは情報収集に限界がある。すなわち、実際には実務でより広範な多様性が生じている可能性が考えられる。
8. これに対してIFRS-IC議長は、現行のIAS第7号の構造に課題があることを認めつつも、実務の多様性に関する情報は今後利害関係者から提出されるコメント・レターで収集のうえ、補完可能であると発言した。
9. 最終的に、APで示されたアジェンダ決定案の記載を一部修正のうえ（本資料のⅢのとおり）、本件を基準設定プロジェクトに追加しないことが決定された。

Ⅲ. 2024年6月のIFRIC Updateのアジェンダ決定(案) (仮訳)

「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（変動マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）

2024年8月19日までコメントを募集

委員会は、企業がキャッシュ・フロー計算書において、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入又は売却する契約について行われる変動マージン・コールに関するキャッシュ・フローをどのように表示するかに関する要望を受けた。

事実パターン

要望書は、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入又は売却する契約を記述している。企業はこのような契約をさまざまな目的で締結する場合があります。それによってIFRS会計基準における関連性のある要求事項を適用する。例え

ば、企業はこのような契約を次の目的で使用する場合がある。

- (a) 予想される使用の必要に従ってコモディティを受け取るため
- (b) コモディティの価格の変動に対してヘッジするため
- (c) 売買目的

このような契約は、通常、満期が3年以内であり、現物決済又は現金での純額決済ができ、次の両方の特徴がある。

- (a) 集中清算 — 新しい契約が締結された後に、中央清算機関を通じた決済の目的で、当該契約は各相手方 から中央清算機関へと更改される。
- (b) 評価損益に対する担保差入れ — 当該契約の存続期間中に、相手方が当該契約の公正価値の変動に基づく日次の支払（変動マージン・コール支払）を行うか又は受け取る。これらの変動マージン・コール支払は、当該契約の一部決済（「評価損益に対する決済」契約のように）ではなく、現金担保の移転を表している（したがって、当該契約は「評価損益に対する担保差入れ」である）。

要望書は、企業がキャッシュ・フロー計算書において、このような契約について行われた変動マージン・コール支払に関するキャッシュ・フローをどのように表示するかを質問していた。

結 論

委員会が[これまでに]収集した証拠では、要望書に記載された事項に広がりがあるとは示されなかった。当該証拠に基づいて、委員会は、要望書に記述された事項は広がりのある影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを[決定した]。

以 上